平成２３年（フ）第２６号
山口県山陽小野田市くし山１丁目27番５号メゾン高千帆Ｂ棟201号、旧住所山口県山陽小野田市大字西高泊3511番地
破産者　多谷　　修
１　決定年月日　平成23年12月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１１号
大分県中津市大字大新田624番地１　リブェール21―403号、開始決定時の住所大分県中津市大字湯屋438番地３
破産者　髙洲　浩次
１　決定年月日　平成23年12月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１０号
山口市熊野町３番２―504号
破産者　有吉喜太郎
１　決定年月日　平成23年12月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第６４０４号
大阪府門真市元町７番15号
破産者　株式会社ニックス
１　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
２　一般調査期日　平成24年２月23日午後３時30分
平成23年12月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１０２号
兵庫県川西市緑台５丁目１―29　松良栄子方、開始決定時の住所兵庫県川西市霞ケ丘２丁目２番２号
破産者　松良平三郎
１　破産債権の届出期間　平成24年１月17日まで
２　一般調査期日　平成24年２月20日午後３時30分
平成23年12月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７２６号
大阪市生野区勝山北１丁目４番19号　ニューフレンドマンション402号、開始決定時の住所大阪市平野区瓜破東１丁目１番９号　グローパレス瓜破902
破産者　小林美雪こと　安　　美雪
１　破産債権の届出期間　平成24年１月23日まで
２　一般調査期日　平成24年２月23日午後３時30分
平成23年12月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０５４号
大阪府東大阪市今米２丁目６番63号
破産者　有限会社新栄化成
１　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
２　一般調査期日　平成24年３月１日午後３時30分
平成23年12月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９０３号
京都府向日市寺戸町東野辺45番地の５　パレスイシダ202号
破産者　塩田　　誠
１　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
２　一般調査期日　平成24年３月13日午後２時
平成23年12月13日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４９号
京都市中京区西ノ京北聖町40番地
破産者　渡邊　隆夫
１　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
２　一般調査期日　平成24年３月13日午前11時30分
平成23年12月13日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２３年（フ）第２２３号
愛知県額田郡幸田町大字坂崎字海老子62番地８
破産者　高田　森孝
１　期日　平成24年２月27日午後３時35分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年12月13日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

債権者集会等の期日

平成２１年（フ）第５４１６号
東京都中央区銀座６丁目８番７号
破産者　モック・ファイナンシャル・パートナーズ株式会社
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午後３時30分
平成23年12月８日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２９４号
宮崎市丸山２丁目115番地１　プレタメゾン丸山201号、住民票上の住所宮崎県西都市大字南方1426番地
破産者　山﨑　武定
異議申述期間　平成24年２月13日まで
平成23年12月13日　　宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０８６号
東京都港区六本木６丁目10番１号
清算株式会社　株式会社WMT　Ｈｏｓｐｉｔａｌｉｔｙ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ　Ｉ
代表清算人　金井　秀仁
１　決定年月日　平成23年12月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２３年（再）第９９号
新潟県胎内市荒井浜528番地３
再生債務者　株式会社日本海カントリー
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区神田須田町１―16本郷ビル８階　みどり法律事務所　弁護士　厚井乃武夫
平成23年12月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１００号
東京都足立区綾瀬７丁目23番２―305号
再生債務者　中村　修子
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都葛飾区柴又１－２－１－１Ｆ　しばまた法律事務所　弁護士　錦織　秀臣
平成23年12月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第４号
岐阜県養老郡養老町橋爪1553番地の９、登記簿上の本店所在地岐阜県養老郡養老町蛇持331番地
再生債務者　株式会社みつばちの郷
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　岐阜市七軒町25番地　苅谷ビル２階　堀部俊治法律事務所　弁護士　岩田　尚之
平成23年12月９日　　岐阜地方裁判所

再生手続開始

平成２３年（再）第９４号
東京都中央区新川１丁目16番３号
再生債務者　ドーヴァル海運株式会社
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月６日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年２月10日から平成24年２月17日まで
東京地方裁判所民事第20部